

エポック（介護予防）福祉用具貸与重要事項説明書

この福祉用具貸与重要事項説明書は、利用者が福祉用具貸与サービスを受けるときに、事業者が厚生労働省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名	医療法人社団 為王会
所 在 地	栃木県矢板市末広町45番地3
代 表 者	尾形 享一
設 立	1987年11月1日
事 業 所 数	11ヵ所

2. 事業所の概要

事 業 所 名	エポック
所 在 地	栃木県矢板市末広町11番地6
電 話 番 号	0287-44-2053
事業所番号	0971100730
管 理 者 名	岩松 正朋
サービス提供開始日	令和7年10月1日
サービス実施地域	矢板市、塩谷町、さくら市、那須塩原市、大田原市

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業所は、指定福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために、当事業所の専門相談員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 当事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 当事業所の専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助を行い、福祉用具を貸与することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担の軽減に努めます。
- ③ 当事業所は、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④ 当事業所は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める「個人情報保護方針」に基づき、その保護に万全を期します。

4. 当事業所の職員勤務体制（令和7年10月1日現在）

(1) 職種と人数

- ① 管 理 者 1名
- ② 専門相談員 常勤 1名、常勤兼務 1名、非常勤 1名

(2) 職務の内容

- ① 管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ② 専門相談員
厚生労働省令第37号第194条に定められる福祉用具貸与サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（但し、祝祭日・8月14日～15日・12月30日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

6. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | | |
|------------------------|-----------------|-----------|
| (1) 車椅子 | (2) 車椅子付属品 | (3) 特殊寝台 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (5) 床ずれ防止用具 | (6) 体位変換器 |
| (7) 手すり | (8) スロープ | (9) 歩行器 |
| (10) 歩行補助杖 | (11) 認知症老人徘徊感知器 | |
| (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く） | (13) 自動排泄処理装置 | |

7. 利用料金

- (1) 利用料金はカタログまたは価格表のとおりで、1ヶ月の利用料です。
- (2) 貸与開始月と終了月の利用料金
 - ① 開始月
 - ・ 契約日がその月の15日以前：1ヶ月分
 - ・ 契約日がその月の16日以降：半月分
 - ② 終了月
 - ・ 解約日がその月の15日以前：半月分
 - ・ 解約日がその月の16日以降：1ヵ月分
 - ③ レンタルの開始と終了が同じ月になった場合、1ヶ月分の金額とします。
- (3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金です。（介護保険負担割合証に準じて、利用料金の1割または2割・3割となります。）
- (4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となった場合は、利用料金の全額（全額自己負担金）をお支払いいただきます。
- (5) その他の料金
通常の事業の実施地域（※）での、特定福祉用具貸与に要した交通費や搬入・搬出費は無料とします。 ※矢板市、塩谷町、さくら市、那須塩原市、大田原市
但し、以下の場合には別途料金をご負担頂きます。
 - ①福祉用具の搬入搬出の際、重機等の特別な機材が必要となる場合
事前に状況を説明し了承を得た後搬入・搬出を行い、それに要する費用の実費をご負担頂きます。
 - ②通常のサービス実施地域外への搬入搬出の際の交通費
実施地域を越えた地点から路程5km未満 1回の搬入・搬出毎に550円
実施地域を越えた地点から路程10km未満 1回の搬入・搬出毎に1,100円
実施地域を越えた地点から路程10km以上 ご相談のうえ決定
- (6) 支払い方法
利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降所定の方法でお支払いいただきます。

8. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品・ご契約終了後サービスの開始となります。居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談ください。
- (2) サービスの終了
 - ① ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに電話、FAX等でお知らせください。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
 - ② やむを得ない事情により、事業者の方から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。
 - ③ 自動終了
以下の場合は双方の通知が無くても自動的にサービスが終了されます。
 - (イ) ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
 - (ロ) ご利用者の、介護保険・医療施設等への入所または入院
 - (ハ) ご利用者の要介護・要支援認定の取消し
 - (ニ) 貸与商品のご利用者による購入
 - (ホ) 天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理の毀損
 - ④ その他
 - (イ) 当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続し難い事情がある場合は、上記（2）の①に準じます。
 - (ロ) ご利用者による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは義務に違反し、またはサービス提供を継続し難い事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。
- (3) サービス提供時の事業者の義務
当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書（または写し）を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
（居宅介護事業者賠償責任保険に加入しております）
- (3) 緊急連絡先

緊急事態が発生した場合は 0287-44-2053 にお電話ください。

10. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業者では、第三者による評価は行っておりません。

12. サービスに関する相談・苦情等

- (1) 当事業所の窓口
担 当 者：岩松 正朋
電話番号：0287-44-2053
受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時30分（月～金曜日）
- (2) 当事業所以外の窓口

栃木県国民健康保険団体連合会	電話	028-643-2220
栃木県矢板市 高齢対策課	電話	0287-43-3896
栃木県塩谷町 保健福祉課	電話	0287-45-1119
栃木県さくら市 保険高齢課	電話	028-681-1155
栃木県大田原市 高齢者幸福課	電話	0287-23-8678
栃木県那須塩原市 高齢福祉課	電話	0287-62-7137

13. 高齢者虐待防止のための措置

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、早期発見及び報告を徹底する。

令和 年 月 日

福祉用具貸与サービス提供開始にあたり、本書面に基いて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	栃木県矢板市末広町11番地6
	社名	医療法人社団 為王会
	事業所名	エポック
説明者		㊤

私は、本書面に基いて福祉用具貸与サービスについての重要事項の説明を受け、同意致します。

（利用者様）

住 所

氏 名

（代理人）

住 所

氏 名